# 安心・安全サポート事業所です



	711 1 7 7 77
(フ リ ガ ナ)	カブシキガイシャ ジェイエルエム
事業所名	株式会社 JLM
代 表 者	代表取締役 嶋崎 祐司
所 在 地	〒 614-8253 八幡市岩田西玉造71
電話番号	075-972-1888
FAX	075-972-3388
ホームページ	
活動の内容	別表「活動メニュー」のとおりです。
事業所のPR等	

## 安心・安全サポート事業所 活動メニュー

## 【防犯メニュー】

#### A:地域における防犯活動

- ◆ 地域における見守り、防犯活動
  - ★ 社用車等に「防犯パトロール中」等のステッカーを貼付け、営業時にパトロールを行います。
  - ★ 地域団体と協力して防犯パトロールを行います。
  - ★ 事業所等を犯罪被害者等の駆け込み場所として表示します。
  - ★ 事業所周辺を見回り・点検し、危険箇所の改善(屋外灯、ゴミの散乱防止など)を行います。
  - ★ 犯罪、不審者等発見の情報を警察に通報、捜査協力を行います。
  - ★ 営業終了後の室内灯、門灯の点灯を行います。

#### ◆ 地域の防犯ボランティア活動への支援

- ★ 防犯ボランティア活動の活動資材を提供します。(企業名を入れることができます。)
- ★ 防犯ボランティア活動の資材置き場・集合場所等を提供します。
- ★ 防犯ボランティア活動の活動資金を提供します。
- ★ 『地域安全マップ』づくりに作業場所・資材の提供等の協力を行います。

#### ◆ イベントにおける啓発活動

- ★ 地域の祭り等、不特定多数が集まるイベントで防犯啓発を行います。 (例:会社祭において防 犯ビデオの上映、防犯啓発物品の配布、来場者への呼びかけ等)
- ★ 自社の持つノウハウを活かし、地域住民を対象とした、防犯関係の講習会等を開催します。

#### B:事業所における防犯活動

#### ◆ 顧客に対する情報提供・啓発活動

- ★ 『府民防犯の日』(7月10日)に合わせて防犯キャンペーンに参加します。
- ★ 自社製品(商品、買い物袋等)や印刷物、封筒等に「安心・安全サポート事業所」シンボルマークや防犯運動のスローガン等を掲載します。
- ★ 広報誌やホームページなどによる防犯啓発や防犯情報の掲載を行います。
- ★ | 来店客に対し、防犯情報の店内掲示を行います。
- ★ 店内巡回、防犯カメラの設置等(スーパー、小売業)を行います。

#### ◆ 従業員の防犯意識の向上、防犯教育

- ★ 従業員向けの防犯啓発、防犯研修を実施します。
- ★ 社内報に防犯対策の記事やコラム等を掲載します。
- ★ 従業員に対し、居住地域での防犯ボランティア活動への参加を呼びかけます。
- ★ 府防災・防犯情報メールによる情報を迅速に従業員に伝達します。

## 【交通安全メニュー】

#### A:地域における交通安全活動

#### ◆ 地域における交通安全活動

- ★ 交通安全運動実施期間において、地域の活動団体と連携し、積極的に交通安全街頭啓発活動等 を行います。
- ★ 地域の自治体・団体と連携し、立番活動等の交通安全活動を行います。
- ★地域や自治体の交通安全行事に積極的に参加します。
- ★事業所周辺のヒヤリ・ハット体験を活かし、危険箇所対策を行います。
- ★ 知らない児童、生徒でも、危険な行動を目撃したら積極的に声をかけます。

#### ◆ 地域の安全ボランティア活動への支援

- ★ 地域の交通安全ボランティア団体に活動資材を提供します。 (企業名を入れることができます。)
- ★ 地域の交通安全ボランティア団体に活動支援金を提供します。
- ★ 地域の交通安全ボランティア団体に資材置き場、集合場所等の拠点を提供します。

#### ◆ イベントにおける啓発活動

- ★ 不特定多数が参加するイベントで、交通安全を啓発する活動を行います。
- ★ 不特定多数が参加するイベントに対し、交通安全啓発物品を提供します。(企業名を入れることができます。)
- ★ 自社の持つノウハウを活かし、地域住民を対象とした、交通安全関係の講習会等を開催します。

#### B:事業所における交通安全活動

#### ◆ 顧客に対する交通安全活動

- ★ 自社製品(商品、買い物袋等)や印刷物、封筒等に「安心・安全サポート事業所」シンボルマークや交通安全のスローガン等を掲載します。
- ★ 自社(飲食店等) において、ドライバーに対して酒類を提供しないことを宣言します。 (ハンドルキーパー運動への参加)
- . 顧客に対し、交通安全情報を提供します。
- ▼ (例:シートベルトの効果、運転中の携帯電話の危険性、自転車の安全な利用 等)

#### ◆ 従業員の交通安全意識の向上

- ★ Eメール、交通事故速報、ポスター等様々な媒体による社内広報を行います。
- ★ 社有車に、「安全運転宣言車」「ゆっくり走行車、お先にどうぞ」等のシールを貼付します。
- ★ シートベルト完全着用を事業所で宣言します。
- ★ 社を挙げた交通安全キャンペーン(法定速度走行、飲酒運転追放等)を実施します。
- ★ 従業員に対し、交通事故の発生状況、交通事故防止対策等の情報を提供します。
- ★ 事業所等の名刺に、交通安全スローガンや交通安全シンボルマーク等を掲載します。
- ★ 事業所等において、飲酒運転追放宣言を行い、「飲酒運転追放事業所」であることを表示します。
- ★ 事業所のトップ(社長、店長等)から、家族向けの手紙を送付し、従業員等の交通安全を促進します。

#### ◆ 従業員に対する交通安全教育

- ★ 飲酒運転体験ゴーグルや啓発ビデオを活用し、交通安全研修を定期的に実施します。
- ★ 参加・体験型の交通安全教室、危険予測運転講習会、交通安全競技会、運転適性検査、自動車 日常点検講習会、各種講習会を開催します。
- ★ 運転時の全席シートベルト着用の指導を徹底します。
- ★ 夕暮れ時における早めのライト点灯の指導を徹底します。
- ★ 迷惑駐車、自転車の路上放置の禁止を徹底します。
- ★ 社内で宴会等がある場合は、帰宅の方法について確認しあいます。(飲酒運転禁止の徹底)
- ★ | 従業員等に対する、運転中の携帯電話使用禁止を徹底します。
- ★ 従業員等に対し、自転車の安全な利用について研修を実施します。
- ★ 従業員に対し、自転車乗車時の傘さし運転、イヤホン・ヘッドホン等の使用禁止を徹底します。
- ★ | 従業員に対し、自転車の点検整備と自転車損害賠償保険への加入を奨励します。

#### ◆ 車両の安全確保

- ★ 社用車の一斉点検、運転前点検の義務づけ、運転記録の確実な記録と点検実施等、車両の適正 管理を行います。
- ★ 社用車にタコグラフ、ドライブレコーダー等を導入します。
- ★ マイカーについて、整備不良車を排除します。